

令和5年10月25日

府中市長
高野 律雄 様

社会福祉法人清陽会
理事長 千田 恵司

ご報告

当法人は、数年間にわたり、府中市の監査により指導を受けておりましたが、令和5年1月から特別監査に移行し、その中で内部調査により判明した過去における不正会計および改善済みと報告した内容について改善されていない現状について指摘を受け、令和5年7月14日付5府福地第166号にて改善勧告を受けました。このことを法人として重く受け止め、特別監査により確認された14の検出事案および同様の不適切な金銭等の取扱の有無を法人として調査し、原因の分析と再発防止策を構築し、健全な法人運営に努め、社会福祉法人としての責任を果たさなければならないと痛感しております。

当法人が改善勧告を受ける状況となった背景は、令和4年3月10日に受けた第三者委員会による調査報告書にある通り、長年にわたり、コンプライアンス、ガバナンスの欠如した組織体制であったことであり、その組織体制からの脱却のための原因分析と再発防止策の構築が適切に実行できず、根本的解決策を講じることができなかつたことがあります。

清陽会は平成元年（1989年）、府中市手をつなぐ親の会が母体となり設立された社会福祉法人であります。法人設立当初、親たちが「我が子の生きがい、働く場を」との思いを現実化し、またさらなる理想を抱き、必死に法人に協力し、活発に活動をすることにより、財産を築いてきました。法人設立時から深く関わってきた元副理事長は、法人理念、理想を現実化するために、行政での知識経験を活かし、法人の財政基盤を強固にするため様々な取り組み等を行ってきまし

た。当初から、元副理事長はお手伝いをしてくださる保護者の方へ叱責、罵倒などのハラスメントにあたるような行為があり、そのことが理由で園を辞めていられる利用者の方々もいらしたようです。職員についても同様に、パワーハラスメントに当たると思われる行為により、専制体制を敷き、自らが全権を掌握する組織を作っていました。自らが様々な策を講じて法人財産を築いたとし、その築いた財産の用途は自らが決めるという、その行為は法人の私物化以外の何物でもありませんでした。

このような法人組織が長年にわたり続いたことは、理事長の監督責任を初め、他の役員、監事および評議員の牽制機能が発揮されず、元副理事長を辞めさせられなかったこと、また、組織としての稟議機能も形骸化し、社会福祉法人として適正な決定がなされていなかったことにあります。なぜ、ガバナンス機能が発揮されなかったのかを考えると、理事、評議員が社会福祉法人に対し、ボランティアの精神でその任を引き受けてくださっていたからであると思います。この度の当法人の件では、福祉に対する奉仕の精神が、踏みにじられた思いだと思います。業務執行に当たる理事はその責務の重さを真剣に捉えなければならなかったし、今後、その思いを強く意識しなければならないと痛感しています。

先に述べたように、法人設立当初、法人理念に基づき、活発に活動をしていたことで、元副理事長に対し、「功労者」という意識が強く、当時の理事長も牽制機能を働かせることができなかつたのではないかと推測されます。また、そのことが、この法人の独特の組織風土を作り上げていった要因でもあるのではないかと推測されます。

このように、この法人の功労者として長年、職務執行役員体制が変わらなかつたことが、この法人が凋落した原因と言わざるを得ません。また、理事、評議員の選出についても、元副理事長の意見に沿わない人間は排除させられており、たとえ声を上げて意見は一蹴され、牽制機能を働かせることなど不可能でありました。また、理事、評議員に正確な説明や情報共有がされなかつたことも牽制

機能が働かない原因となっていました。のちに、看護師架空配置に関わる元職員が評議員に就任していることをもってしても、明らかであります。

職員においても、元副理事長の不正をそのまま受け入れてしまうコンプライアンス、ガバナンスの欠如があったことも否めません。「長年、この組織はこのようにしてきたんだ」という口に出してはいけない空気感があり、意見する者へのハラスメントと思われる行為にも、制止することができない組織風土がありました。

本来であれば、社会福祉法人の運営に必要な識見を有する者が管理者となり、また組織としても知識を取得させるべきであるが、業務を与えない、他の法人等との連携を持たせないなど徹底して外部組織から疎外した運営を行っていました。がしかし、たとえハラスメントと思われる行為を受けるような状況であったとしても、施設管理者は適切に基準を遵守し管理運営しなければならなかったため、今回のような職員未配置減算の重大な結果を招いてしまった。

今回の改善勧告を受けることとなった大きな原因の一つに、不適切な現金管理体制があったことがあげられる。元副理事長の徹底した現金主義および出納職員一人体制は多くの不正会計を生む結果となった。証拠が残らないように現金主義を徹底したという表現の方が正しいであろう。このような状況から適切な会計処理がなされるよう、会計顧問との委託契約を初めとして経理業務の改善に取り組んできた。しかし、専制体制を敷いていた元副理事長が退任することにより業務が滞りなく進むと思ってしまったことが問題の抜本的解決がなされない結果を招いてしまいました。原因分析を明確にし、その原因ひとつひとつに具体的対応策を講じていかなければなりませんでした。

今回の改善勧告を受けることになった経緯も、長年にわたる独裁の法人運営の結果であると考えられます。この金銭の問題だけでなく、運営、虐待等様々な問題点が複雑に絡み合い、法人内の信頼関係、コミュニケーションなど、どの問題をもってしても、早急に取り組まなければならない問題でありました。今回の

改善勧告を受け、また振り出しに戻ったと感じますが、すべての膿を出さなければ改善になるはずがありませんでした。一つ一つすべてを洗い出していく中で、利用者の方々が変わらず笑顔で過ごせる施設、職員一人一人が輝ける施設として再起してまいりたいと思います。